

公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書

石こ家第 923号
平成28年 1月13日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

平成27年10月 8日付け石こ家第589号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第2項の規定による決定に対して異議申立てがありましたので、同条例第30条の規定により諮問します。

※個人情報保護等を鑑み、上記の諮問内容の詳細については公表を差し控えます。

平成28年1月13日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成28年1月13日付け石こ家第923号をもって諮問のあった、個人情報不開示決定に対する異議申立てに係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

1 審査会の結論（概要）

実施機関が平成27年10月8日付け石こ家第589号で行った不開示決定は妥当である。

※個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容の詳細については公表を差し控えます。